

令和8年度版 すぎなみの介護保険

（令和7年度実績）

（令和8年9月）



杉並区

目次

1	杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者	1
2	要介護認定	3
	(1) 要介護・要支援認定の申請	3
	(2) 認定調査	4
	(3) 要介護認定調査従事者研修	4
	(4) 認定審査会及び認定結果	4
3	介護保険サービスの利用	9
	(1) 介護保険負担割合証	9
	(2) サービスに要する経費（保険給付費）	9
	(3) 居宅介護（介護予防）サービスの利用	11
	(4) 施設サービスの利用	14
	(5) 地域密着型サービスの利用	15
	(6) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移	17
4	介護給付適正化	18
5	各種軽減制度及び助成事業	19
	(1) 高額介護（介護予防）サービス費	19
	(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費	20
	(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費	21
	(4) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）減額	21
	(5) 利用者負担額の減免	22
	(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業	23
	(7) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	23
	(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成（区制度）	23
	(9) 家族介護慰労事業	24
	(10) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）	24
6	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	25
	(1) サービス・活動事業	25
	(2) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）	26
7	介護保険料	28
	(1) 第1号被保険者	28
	(2) 第2号被保険者	30
8	介護保険財政	31
9	介護保険運営協議会	34
10	介護保険相談	36
11	介護サービス事業者への支援	37
	(1) ケアマネジャー支援事業	37
	(2) 介護サービス従事者研修	38
	(3) NPO等介護保険事業者資金貸付	38

(4) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業	38
(5) 就職相談・面接会	38
(6) 介護職員初任者研修受講料助成事業	39
(7) ケアプランデータ連携システム活用促進・導入経費補助事業	39
12 地域密着型サービス事業者の指定	40
13 介護サービス事業者の指導	41
(1) 運営指導	41
(2) 集団指導	41
14 広報普及活動	42
15 介護保険制度のあゆみ	43
令和8年度杉並区保健福祉部組織(介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載)	44

1 杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者

介護保険の被保険者は、杉並区に住民登録をしている 65 歳以上の「第 1 号被保険者」と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者である「第 2 号被保険者」に区分されます。

また、住所地特例により、杉並区から区外の住所地特例対象施設に住民票を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

※ 住所地特例とは、杉並区から区外の住所地特例対象施設に入所した方が、住所移転後も元の住所地である杉並区が引き続き介護保険の保険者となる特例制度です。対象施設は以下のとおりです。

i 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ii 介護老人保健施設 iii 介護医療院 iv 有料老人ホーム v 養護老人ホーム vi 軽費老人ホーム（ケアハウス） vii サービス付高齢者向け住宅（下記の 2 つに限る）

①特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合②有料老人ホームに該当するサービス（介護・家事・食事・健康管理のいずれか）を提供し、かつ契約形態が利用権方式の場合

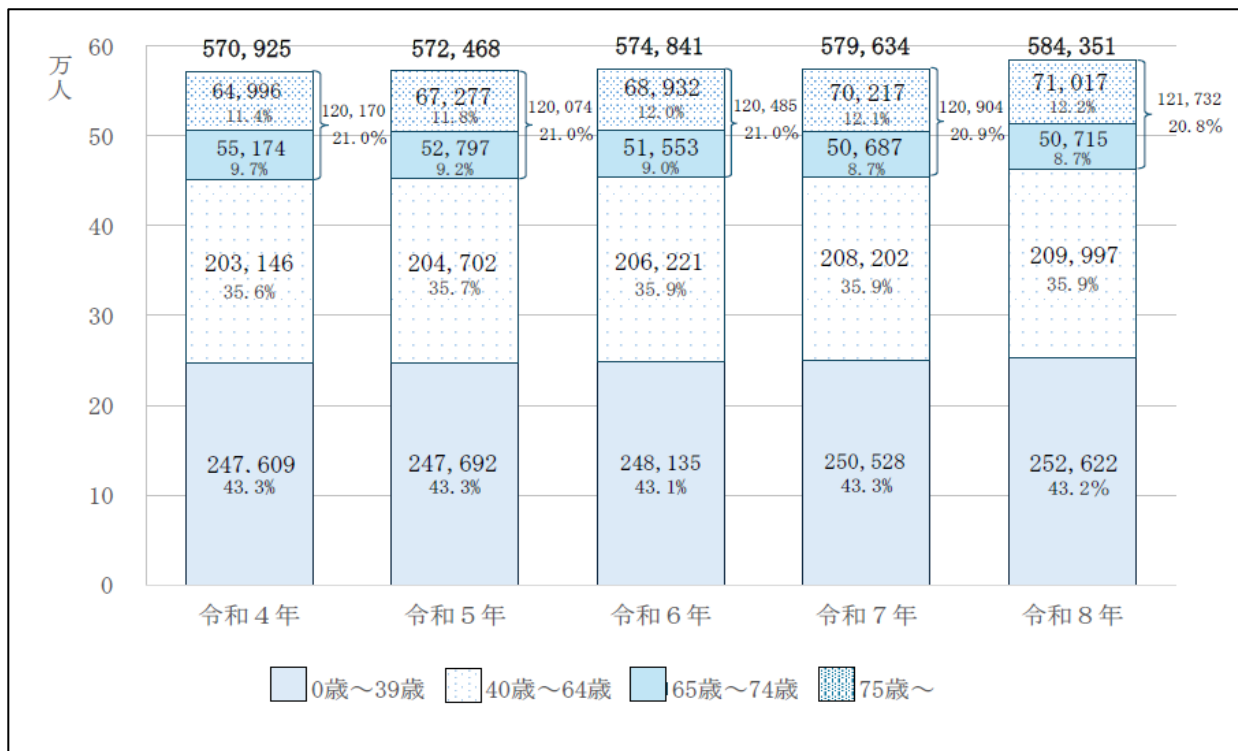
※ i、iv、vii の内、地域密着型サービスの施設（定員 29 人以下）は、住所地特例施設の対象外です。

【杉並区の高齢者人口と介護保険被保険者の状況】

区 分		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
総人口（人）	男	273,778	274,950	276,335	278,960	281,183
	女	297,147	297,518	298,506	300,674	303,168
	計	570,925	572,468	574,841	579,634	584,351
第 2 号被保険者（人） （40 歳以上 64 歳以下）	男	100,573	101,423	102,052	103,071	103,996
	女	102,573	103,279	104,169	105,131	106,001
	計	203,146	204,702	206,221	208,202	209,997
高齢者（人） （65 歳以上）	男	50,546	50,633	50,934	51,212	51,623
	女	69,624	69,441	69,551	69,692	70,109
	計	120,170	120,074	120,485	120,904	121,732
高齢化率（％）	男	18.46%	18.42%	18.43%	18.36%	18.36%
	女	23.43%	23.34%	23.3%	23.18%	23.13%
	計	21.05%	20.97%	20.96%	20.86%	20.83%
前期高齢者（人） （65 歳以上 74 歳以下）	男	26,230	25,113	24,651	24,346	24,411
	女	28,944	27,684	26,902	26,341	26,304
	計	55,174	52,797	51,553	50,687	50,715
後期高齢者（人） （75 歳以上）	男	24,316	25,520	26,283	26,866	27,212
	女	40,680	41,757	42,649	43,351	43,805
	計	64,996	67,277	68,932	70,217	71,017

※ 人口は住民基本台帳の数値で、各年 4 月 1 日現在数です。

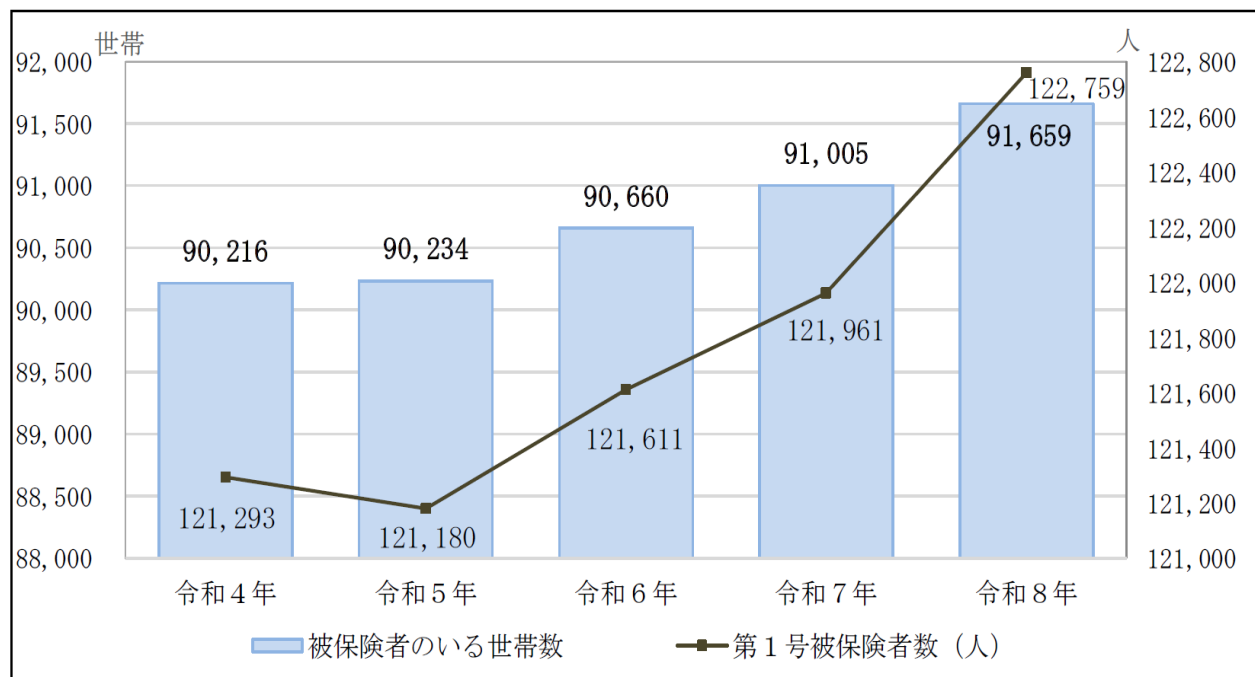
【杉並区の人口と年齢区分別割合】



【第 1 号被保険者と世帯数】

区 分	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
第 1 号被保険者数 (人)	121,293	121,180	121,611	121,961	122,759
第 1 号被保険者世帯数	90,216	90,234	90,660	91,005	91,659

※ 第 1 号被保険者数と第 1 号被保険者世帯数は、住所地特例被保険者を含む各年 3 月 31 日現在の数です。



2 要介護認定

(1) 要介護・要支援認定の申請

区役所（介護保険課）・地域包括支援センター（ケア 24）で申請を受け付けます。

【申請件数と認定審査会開催の状況】

（単位：件）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
認定申請件数	22, 825	25, 728	24, 531	21, 102	19, 216
新 規	7, 653	7, 551	7, 897	8, 327	8, 039
転 入	253	262	303	296	301
更 新	12, 212	15, 096	13, 751	9, 581	7, 935
区分変更	2, 707	2, 819	2, 580	2, 898	2, 941
審査会開催回数	484	533	645	636	633

※ 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして認定有効期間を 12 か月延長する特例措置を実施したことに伴い、令和 3 年度～令和 4 年度の審査会開催回数が大幅に減少しました。

【令和 7 年度月別認定申請件数の内訳】

（単位：件）

区 分	新 規	転 入	更 新	区分変更	合 計
4 月	711	30	624	228	1, 593
5 月	653	25	604	238	1, 520
6 月	635	33	733	222	1, 623
7 月	703	20	623	236	1, 582
8 月	645	25	639	240	1, 549
9 月	671	20	690	245	1, 626
10 月	696	33	607	250	1, 586
11 月	607	22	549	229	1, 407
12 月	655	32	698	253	1, 683
1 月	748	11	707	260	1, 726
2 月	628	23	655	270	1, 576
3 月	687	27	806	270	1, 790
合 計	8, 039	301	7, 935	2, 941	19, 216

(2) 認定調査

区の職員または区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

【事業所別調査件数の状況】

(単位：件)

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
区 役 所	1,726	1,578	2,356	2,219	1,957
地域包括支援センター	507	466	475	192	248
社会福祉協議会	10,339	9,819	10,961	10,502	10,333
居宅介護支援事業所等	3,405	4,892	9,142	7,475	6,198
合 計	15,977	16,755	22,934	20,388	18,736

※ 3 月末日までに調査票を受理した件数です。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして認定有効期間を 12 か月延長する特例措置を実施したことに伴い、令和 3 年度～令和 4 年度の認定調査件数が大幅に減少しました。

(3) 要介護認定調査従事者研修

公平・公正かつ適切な要介護認定調査を実施するため、調査員に対する新任研修及び現任研修を行っています。

【令和 7 年度開催実績】

研 修 名	回 数	参加人数合計	備 考
新任研修	1 回	2 人	4 月開催
現任研修	1 回	64 人	11 月開催

(4) 認定審査会及び認定結果

要介護・要支援の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。

判定の結果、要支援 1・2、要介護 1～5、非該当の要介護状態区分の認定がなされます。

【令和 7 年度認定審査会委員数】

(単位：人)

区 分	医 療	保 健	福 祉	合 計
委員数	69	42	56	167

※ 委員数は、杉並区介護保険条例第 6 条で 200 人以内と定められています。

【認定結果内訳】

(単位: 件)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
居 宅	非該当	256	249	281	235	203
	要支援1	3,008	2,707	3,871	3,285	3,073
	要支援2	1,155	1,163	2,003	1,683	1,497
	要介護1	3,014	2,898	4,712	3,647	3,575
	要介護2	1,310	1,262	2,299	1,636	1,458
	要介護3	771	797	1,337	1,023	827
	要介護4	604	625	909	675	610
	要介護5	360	419	651	408	367
	小 計	10,478	10,120	16,063	12,592	11,610
施 設	非該当	39	29	33	24	43
	要支援1	338	314	368	366	347
	要支援2	184	150	276	400	369
	要介護1	742	720	932	859	762
	要介護2	663	733	875	971	861
	要介護3	872	980	1,126	1,257	1,121
	要介護4	1,510	1,581	1,769	2,130	1,890
	要介護5	1,182	1,364	1,530	1,785	1,380
	小 計	5,530	5,871	6,909	7,792	6,773
居 宅 ＋ 施 設	非該当	295(0)	278(0)	314(0)	259	246
	要支援1	3,346(776)	3,021(905)	4,239(7)	3,651	3,420
	要支援2	1,339(372)	1,313(451)	2,279(4)	2,083	1,866
	要介護1	3,756(1,749)	3,618(2,137)	5,644(57)	4,506	4,337
	要介護2	1,973(755)	1,995(1,095)	3,174(52)	2,607	2,319
	要介護3	1,643(801)	1,777(1,023)	2,463(209)	2,280	1,948
	要介護4	2,114(1,067)	2,206(1,327)	2,678(516)	2,805	2,500
	要介護5	1,542(727)	1,783(905)	2,181(392)	2,193	1,747
合 計		16,008 (6,247)	15,991 (7,843)	22,972 (1,237)	20,384	18,383

※ 各年度、審査会における判定件数の合計です。

※ () 内は、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして審査判定を行わずに認定有効期間を12か月延長する特例措置を実施した件数です(外数)。この特例措置を実施したことに伴い、令和3年度～令和4年度の審査会判定件数が大幅に減少しました。

※ 「居宅」、「施設」の区分は、認定審査時に行います。

※ 申請の取下げや転入者は審査会に付議しない等の理由により、認定申請時と判定時の件数は一致しません。

【要介護・要支援認定者数の状況】

(単位：人)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第1号被保険者	要支援	7,195	7,066	7,554	7,794	8,083
	要介護	18,018	17,978	17,948	18,065	18,205
	計	25,213	25,044	25,502	25,859	26,288
第2号被保険者	要支援	96	103	124	136	146
	要介護	410	424	432	452	456
	計	506	527	556	588	602
合 計	要支援	7,291	7,169	7,678	7,930	8,229
	要介護	18,428	18,402	18,380	18,517	18,661
	計	25,719	25,571	26,058	26,447	26,890

※ 各年度3月末日現在の数値です。

【令和7年度第1号被保険者年齢別認定者の内訳】

(単位：人)

年 齢	被保険者数	要 支 援			要 介 護						合 計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69歳	27,096	127	89	216	143	101	71	87	63	465	681
70～74歳	23,705	273	163	436	252	198	116	140	110	816	1,252
75～79歳	27,324	742	364	1,106	710	386	277	327	263	1,963	3,069
80～84歳	18,933	1,318	571	1,889	1,259	604	458	521	303	3,145	5,034
85～89歳	13,729	1,499	727	2,226	1,792	823	753	743	486	4,597	6,823
90～94歳	8,519	1,125	622	1,747	1,569	882	780	881	483	4,595	6,342
95～99歳	2,948	252	180	432	563	402	414	504	294	2,177	2,609
100歳以上	505	15	16	31	89	66	79	142	71	447	478
合 計	122,759	5,351	2,732	8,083	6,377	3,462	2,948	3,345	2,073	18,205	26,288
被保険者との比率		4.36%	2.23%	6.58%	5.19%	2.82%	2.40%	2.72%	1.69%	14.83%	21.41%

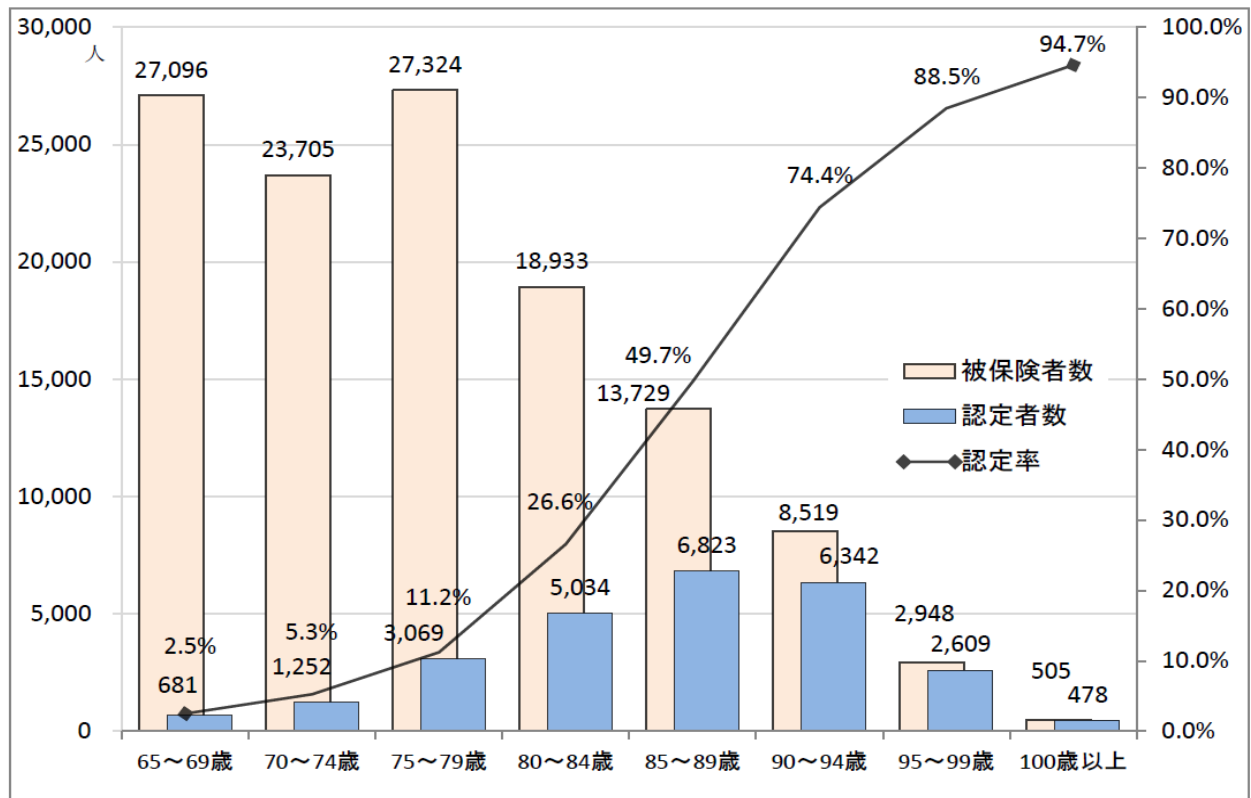
※ 令和8年3月末日現在の数値です。

【令和7年度前期高齢者、後期高齢者の要介護認定率】

(単位：人)

年 齢	65～74歳（前期高齢者）		75歳以上（後期高齢者）	
認定区分	要支援	要介護	要支援	要介護
人 数	652	1,281	7,431	16,924
被保険者数	50,801		71,958	
認定率 (区分ごと認定人数/被保険者数)	1.28%	2.52%	10.33%	23.52%
認定率（認定人数/被保険者数）	3.81%		33.85%	

【令和7年度第1号被保険者人口と要介護認定率（年齢階層別）】



【令和7年度第2号被保険者年齢別認定者の内訳】

（単位：人）

年齢別	要支援			要介護						合 計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
40～44 歳	4	1	5	0	6	1	0	4	11	16
45～49 歳	3	5	8	4	7	4	7	9	31	39
50～54 歳	16	8	24	16	20	15	15	6	72	96
55～59 歳	23	22	45	23	28	25	20	21	117	162
60～64 歳	33	31	64	51	76	35	27	36	225	289
合 計	79	67	146	94	137	80	69	76	456	602

※ 令和8年3月末日現在の数値です。

※ 第2号被保険者対象者数（令和8年4月1日現在）は、209,997人（男103,996人・女106,001人）です。

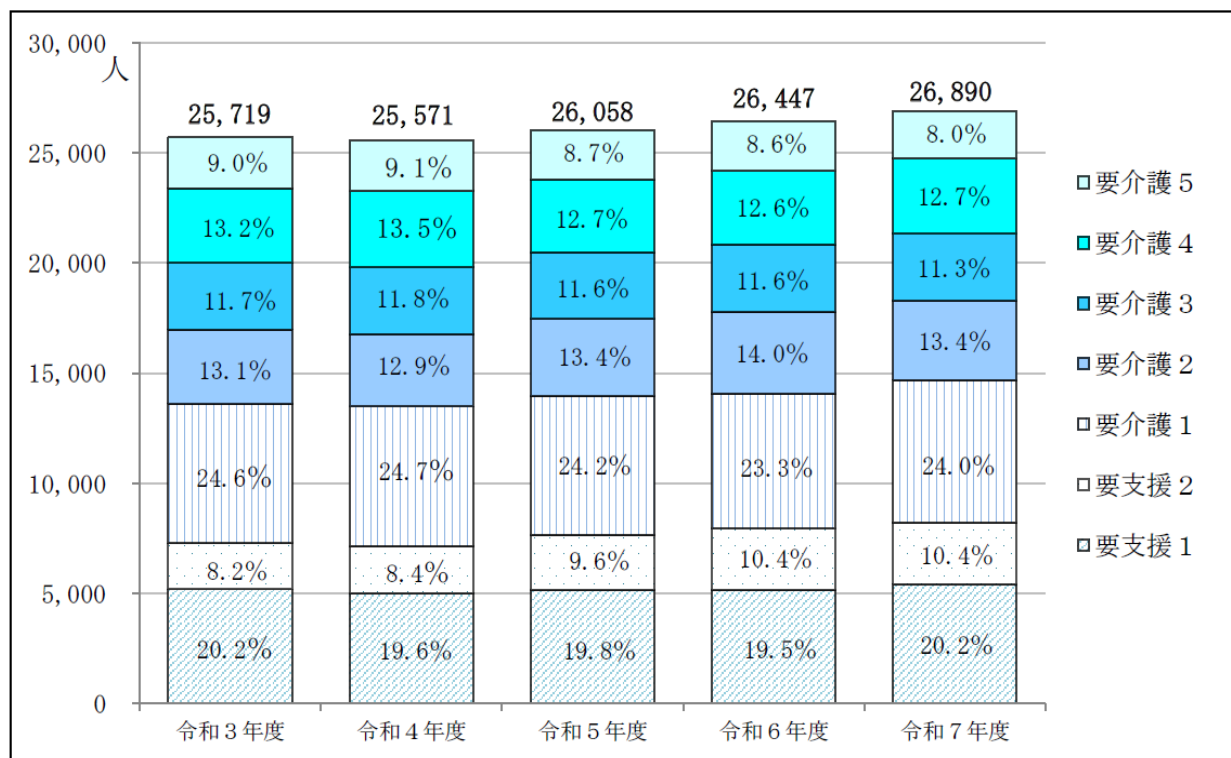
【被保険者介護度別認定者数の状況】

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援1	5,183	5,018	5,167	5,178	5,430
要支援2	2,108	2,151	2,511	2,752	2,799
小 計	7,291	7,169	7,678	7,930	8,229
要介護1	6,331	6,318	6,293	6,162	6,471
要介護2	3,371	3,297	3,497	3,694	3,599
要介護3	3,017	3,023	3,023	3,063	3,028
要介護4	3,385	3,456	3,309	3,335	3,414
要介護5	2,324	2,308	2,258	2,263	2,149
小 計	18,428	18,402	18,380	18,517	18,661
合 計	25,719	25,571	26,058	26,447	26,890

※ 各年度3月末日現在の数値です。

【被保険者介護度別認定者数の状況】



3 介護保険サービスの利用

介護保険サービスは、要支援１・２、要介護１～５の認定を受けた方が利用できます。サービスには居宅介護（介護予防）サービスや施設介護サービス、地域密着型サービス等があります。サービスの利用者負担の割合は１割から３割で、残りの９割から７割は保険給付されます。

（１）介護保険負担割合証

介護保険サービスを利用する際の負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を要支援・要介護の認定を受けている方を対象に交付します。適用期間は、毎年８月１日から翌年７月３１日までの１年間となります。

【負担割合証の交付状況（令和７年８月１日現在）】

（単位：人）

負担区分	１割	２割	３割	合計
交付者数	21,439	2,067	3,707	27,213

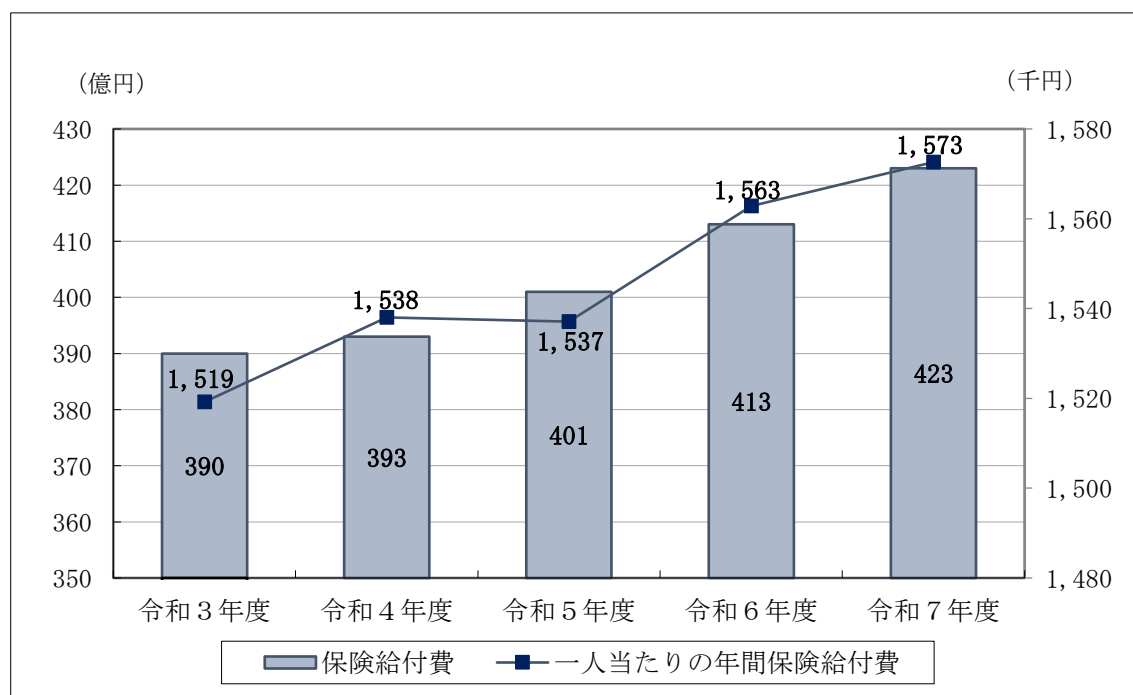
（２）サービスに要する経費（保険給付費）

介護（介護予防）サービス費や高額介護サービス費等の合計である保険給付費と一人当たりの年間保険給付費^(※)の状況は、下記のとおりです。なお、地域支援事業に要する費用（P31参照）は含まれません。

※ 一人当たりの年間保険給付費とは保険給付費／要介護・要支援認定者数です。

【保険給付費の状況】

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
保険給付費(億円)	390	393	401	413	423
一人当たりの 年間保険給付費(千円)	1,519	1,538	1,537	1,563	1,573



【令和7年度サービス別保険給付費の状況】

種 別		現物給付		償還払い		合 計	
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
居宅介護(介護予防)サービス給付費		543,340	21,588,266,483	2	88,002	543,342	21,588,354,485
	訪問介護	58,464	3,919,211,787	0	0	58,464	3,919,211,787
	訪問入浴介護	3,951	234,735,262	0	0	3,951	234,735,262
	訪問看護	55,992	2,572,484,761	1	82,304	55,993	2,572,567,065
	訪問リハビリテーション	4,059	164,493,933	0	0	4,059	164,493,933
	居宅療養管理指導	204,169	1,465,042,839	0	0	204,169	1,465,042,839
	通所介護	41,187	2,876,439,251	0	0	41,187	2,876,439,251
	通所リハビリテーション	9,176	481,160,766	0	0	9,176	481,160,766
	福祉用具貸与	115,399	1,468,937,068	1	5,698	115,400	1,468,942,766
	短期入所 計	11,380	1,035,129,863	0	0	11,380	1,035,129,863
	短期入所生活介護(特養等)	9,929	902,334,800	0	0	9,929	902,334,800
	短期入所療養介護(老健)	1,451	132,795,063	0	0	1,451	132,795,063
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	39,563	7,370,630,953	0	0	39,563	7,370,630,953
居宅介護(介護予防)サービス計画費		153,103	2,170,639,197	2	10,076	153,105	2,170,649,273
施設介護サービス給付費		33,232	9,972,953,104	0	0	33,232	9,972,953,104
	介護老人福祉施設サービス	26,591	7,805,506,718	0	0	26,591	7,805,506,718
	介護老人保健施設サービス ※特別療養費含む	6,002	1,930,903,283	0	0	6,002	1,930,903,283
	介護医療院 ※特別診療費含む	639	236,543,103	0	0	639	236,543,103
地域密着型介護(介護予防)サービス費		58,986	6,168,288,855	0	0	58,986	6,168,288,855
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,715	523,186,049	0	0	2,715	523,186,049
	夜間対応型訪問介護	1,724	42,366,122	0	0	1,724	42,366,122
	地域密着型通所介護	38,844	1,848,184,451	0	0	38,844	1,848,184,451
	認知症対応型通所介護	3,441	418,205,960	0	0	3,441	418,205,960
	小規模多機能型居宅介護	2,532	570,537,715	0	0	2,532	570,537,715
	認知症対応型共同生活介護	8,559	2,406,716,419	0	0	8,559	2,406,716,419
	特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
	介護老人福祉施設入所者生活介護	349	103,210,420	0	0	349	103,210,420
	看護小規模多機能型居宅介護	822	255,881,719	0	0	822	255,881,719
福祉用具購入費		0	0	1,862	64,275,363	1,862	64,275,363
住宅改修費		0	0	1,386	115,804,953	1,386	115,804,953
小 計		788,661	39,900,147,639	3,252	180,178,394	791,913	40,080,326,033
高額介護サービス費		9,635	116,533,544	83,527	1,351,074,135	93,162	1,467,607,679
高額医療合算介護サービス費		0	0	5,949	256,629,651	5,949	256,629,651
特定入所者介護サービス費		13,423	435,109,919	0	0	13,423	435,109,919
審査支払手数料		787,433	48,120,021	0	0	787,433	48,120,021
合 計		1,599,152	40,499,911,123	92,728	1,787,882,180	1,691,880	42,287,793,303

(3) 居宅介護（介護予防）サービスの利用

ケアマネジャーが作成したケアプランに基づいたサービスを利用することができます。

【居宅介護（介護予防）サービス別利用件数の状況】

(単位：件)

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問介護	59,844	60,216	59,741	59,027	58,464
訪問入浴介護	4,227	4,184	4,254	3,918	3,951
訪問看護	48,464	49,853	51,068	53,065	55,993
訪問リハビリテーション	4,319	4,505	4,353	4,083	4,059
居宅療養管理指導	164,048	171,876	182,263	192,725	204,169
通所介護	37,094	36,493	38,300	39,588	41,187
通所リハビリテーション	11,490	11,817	10,263	9,446	9,176
福祉用具貸与	109,589	112,522	111,738	114,167	115,400
短期入所生活介護 短期入所療養介護	10,218	10,927	11,717	11,433	11,380
特定施設入居者生活介護	34,251	34,919	36,062	37,874	39,563
居宅介護支援	149,805	151,843	149,415	151,229	153,105

※ 各年度1年間の累計数値です。

【介護度別居宅介護（介護予防）サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援1	1,756(24)	1,652(22)	1,684(19)	1,717(24)	1,858(27)
要支援2	1,103(28)	1,082(26)	1,245(29)	1,366(28)	1,470(29)
要介護1	5,134(81)	5,091(75)	5,124(83)	5,056(86)	5,256(71)
要介護2	2,823(81)	2,812(90)	3,005(96)	3,240(107)	3,137(108)
要介護3	2,129(59)	2,201(63)	2,171(59)	2,224(57)	2,182(62)
要介護4	1,971(42)	2,046(44)	1,889(40)	1,950(40)	1,936(41)
要介護5	1,232(36)	1,248(41)	1,156(40)	1,171(43)	1,194(51)
合 計	16,148(351)	16,132(361)	16,274(366)	16,724(385)	17,033(389)

※ 各年度3月の利用分です。

※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。

※ 福祉用具購入費、住宅改修費のみの利用者は含まれません。

① 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない、入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、保険対象となるものについて年間 10 万円の範囲内で、購入費の 9 割から 7 割を支給します。

【福祉用具購入費の支給状況】

(単位 件数：件、金額：円)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
要支援	件 数	402	378	397	477	441
	金 額	10,038,523	9,825,750	11,000,734	13,504,991	13,252,400
要介護	件 数	1,434	1,445	1,346	1,452	1,421
	金 額	43,703,054	47,210,531	46,587,305	50,196,547	51,022,963
合 計	件 数	1,836	1,823	1,743	1,929	1,862
	金 額	53,741,577	57,036,281	57,588,039	63,701,538	64,275,363

【福祉用具購入費の特定福祉用具種目別一覧】

(単位：件)

福祉用具の種目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
腰掛便座	423	450	381	389	347
自動排泄処理装置の 交換可能部品	3	2	1	2	1
簡易浴槽	0	0	0	0	0
移動用リフトの つり具の部分	9	7	5	7	4
入浴補助用具	1,635	1,600	1,552	1,566	1,571
排泄予測支援機器			0	0	1
スロープ (携帯用スロープ除く)				85	46
歩行器 (歩行車除く)				3	5
歩行補助つえ (松葉づえ除く)				101	103
合 計	2,070	2,059	1,939	2,153	2,078

※ 上記「福祉用具の種目」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成 12 年 1 月 31 日老企 34)』の (別添) 第一の 2 に明示されたものです。令和 6 年度よりスロープ、歩行器、歩行補助つえの一部が追加されました。

※ 件数は、延べ件数になります。

② 住宅改修費の支給

浴室やトイレに手すりを取り付けるなどの小規模な住宅改修費を、保険対象となるものについて一住居 20 万円の範囲内で、改修費用の 9 割から 7 割を支給します。

【住宅改修費の支給状況】

(単位 件数：件、金額：円)

区 分		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
要支援	件 数	532	510	541	599	563
	金 額	47,371,486	44,186,803	44,836,519	51,229,134	48,176,126
要介護	件 数	919	929	805	918	823
	金 額	70,821,473	73,538,871	63,679,266	68,889,865	67,628,827
合 計	件 数	1,451	1,439	1,346	1,517	1,386
	金 額	118,192,959	117,725,674	108,515,785	120,118,999	115,804,953

【住宅改修費の改修種類別一覧】

(単位：件)

住宅改修の種類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
手すりの取付け	1,355	1,348	1,272	1,437	1,304
段差の解消	123	127	96	94	69
床材等の変更	56	57	47	34	40
扉の取替え	139	158	102	118	99
洋式便器などへの 取替え	16	12	10	5	6
上記改修に付帯して 必要となる改修	0	0	0	0	0
合 計	1,689	1,702	1,527	1,693	1,518

※ 上記「住宅改修の種類」とは、『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成 12 年 1 月 31 日老企 34）』の（別添）第二 住宅改修に明示されたものです。

※ 件数は、延べ件数になります。

※ 特定福祉用具購入費・住宅改修費の支給方法は、以下の 2 種類があります。

【償還払い】

利用者が改修費用の全額を事業者へ支払い、後から保険給付分の支払いを受けます。

【受領委任払い】

利用者が改修費用（保険給付分）のうち、利用者負担に応じた金額を事業者へ支払い、保険給付分を利用者の委任に基づき、区から直接、事業者へ支払います。

(4) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院におけるサービスとして3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

【施設サービスの種類】

サービスの種類	サービス内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症がある方等に、日常生活に必要な身の回りの介護・機能訓練・療養上の世話などのサービスを提供する施設です。 要介護1・2の方については、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる方のみ入所できます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医学上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。
介護医療院	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な方のための医療機関の病床です。生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の支援をします。

【施設サービス利用者数の状況】

(単位:人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護老人福祉施設	2,216(14)	2,205(16)	2,244(14)	2,215(16)	2,187(15)
介護老人保健施設	536(13)	538(8)	488(8)	481(12)	480(12)
介護医療院	49(3)	53(2)	44(2)	49(2)	52(2)
総 数 ※	2,816	2,793	2,762	2,735	2,705

※ 各年度3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

※ 介護老人福祉施設は、地域密着型サービスを除きます。

※ () 内は第2号被保険者です(再掲)。

【介護度別施設サービス利用者数の状況】

(単位:人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要介護1	72	74	74	73	80
要介護2	152	135	116	130	135
要介護3	648	645	625	599	610
要介護4	1,151	1,154	1,165	1,108	1,163
要介護5	793	785	782	825	717
総 数 ※	2,816	2,793	2,762	2,735	2,705

※ 各年度3月分の利用分です。「総数」は同一月に2施設以上でサービスを受けた場合1人と計上するため、各施設の合計と一致しません。

(5) 地域密着型サービスの利用

高齢者が要介護・要支援になっても、できる限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするために、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点を作り、提供するサービスです。原則として、杉並区民のみが利用できます。

【地域密着型サービスの種類】

サービスの種類	サービス内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の緊急時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間（22時～6時）の定期的な巡回訪問と通報（オペレーションコール）に対応する随時訪問により、排せつ介助や体位変換などの介護を行います。
地域密着型通所介護 （デイサービス）	定員18名以下の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りでを行います。
認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に専門的なケアを行います。
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体になっている、365日24時間切れ目のないサービスです。
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	比較的安定した認知症の状態にある高齢者が、スタッフのケアを受けながら、共同生活するサービスです。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入所している方が、日常生活上の介護を受けます。
介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する方に、食事、入浴や機能訓練などのサービスを行います。
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い要介護者を対象に「通い」を中心に「訪問」「泊まり」のサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせることでケアが受けられます。

【地域密着型サービス利用件数の状況】

（単位：件）

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1,962	2,174	2,180	2,375	2,715
夜間対応型訪問介護	2,074	1,708	1,564	1,675	1,724
地域密着型通所介護	37,453	38,968	38,369	38,700	38,844
認知症対応型通所介護	4,714	4,311	4,245	3,873	3,441
小規模多機能型居宅介護	2,201	2,422	2,500	2,552	2,532
認知症対応型共同生活介護	7,511	7,456	7,568	7,832	8,559
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者 生活介護	344	340	342	343	349
看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）	764	761	786	773	822

※ 各年度1年間の累計数値です。

【地域密着型サービス利用者数の状況】

(単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
要支援1	6(0)	5(0)	6(0)	6(1)	5(0)
要支援2	5(0)	7(0)	5(0)	6(0)	6(0)
要介護1	1,749(33)	1,752(23)	1,727(18)	1,735(15)	1,882(17)
要介護2	903(16)	948(26)	989(28)	1,075(31)	995(30)
要介護3	680(20)	707(16)	699(15)	714(13)	688(17)
要介護4	470(9)	495(6)	436(9)	483(10)	490(11)
要介護5	321(11)	317(13)	295(9)	274(9)	292(12)
合 計	4,134(89)	4,231(84)	4,157(79)	4,293(79)	4,358(87)

※ 各年度3月の利用分です。

※ ()内は第2号被保険者です(再掲)。



(6) 介護（介護予防）サービス利用者数の推移

居宅介護（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスの利用者の合計と推移を見ると、利用者数が増加するとともに、認定者数に比して、サービスを利用する割合も増加しています。

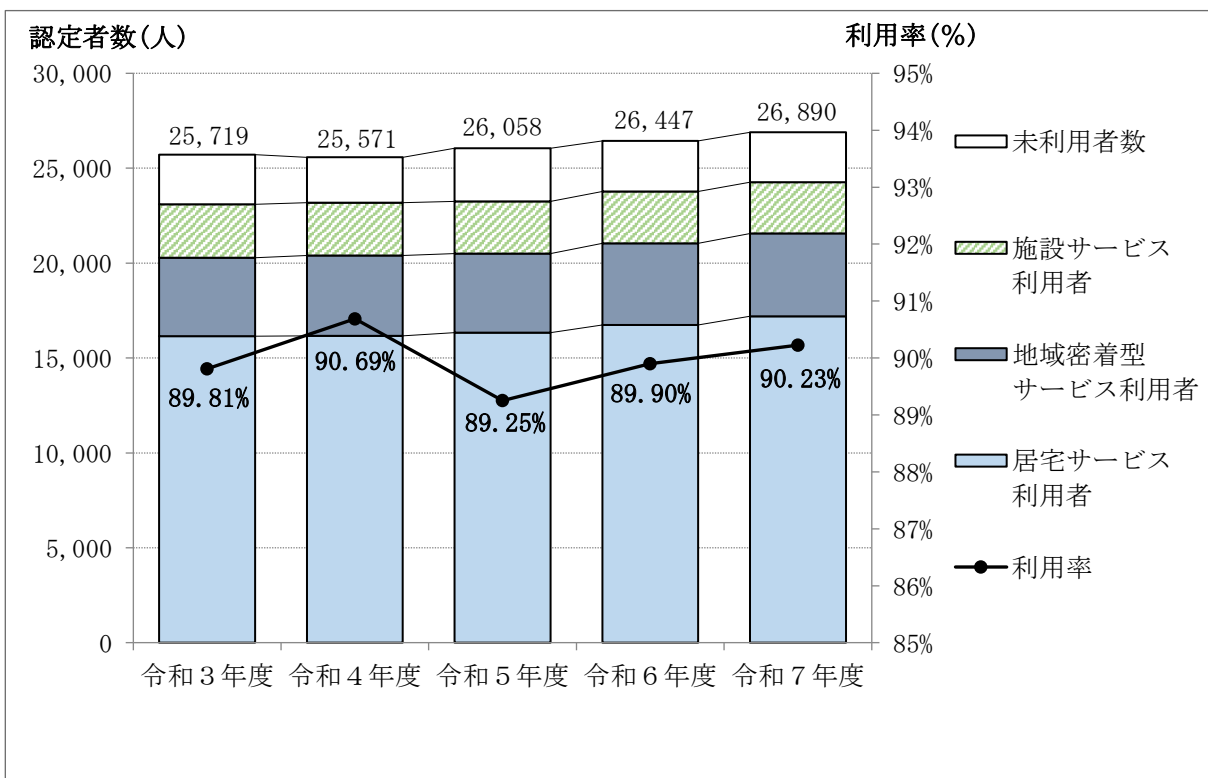
【介護（介護予防）サービス利用者数等の状況】

(単位：人)

年度	認定者数	サービス利用者					未利用者	
		利用者		内訳				
		合計	利用率	居宅サービス利用者	地域密着型サービス利用者	施設サービス利用者	未利用者数	未利用率
令和３年度	25,719	23,098	89.81%	16,148	4,134	2,816	2,621	10.19%
令和４年度	25,571	23,190	90.69%	16,166	4,231	2,793	2,381	9.31%
令和５年度	26,058	23,257	89.25%	16,338	4,157	2,762	2,801	10.75%
令和６年度	26,447	23,775	89.90%	16,747	4,293	2,735	2,672	10.10%
令和７年度	26,890	24,262	90.23%	17,199	4,358	2,705	2,628	9.77%

※ 各年度3月末日現在の数値です（内訳は福祉用具購入・住宅改修のみの利用者を含まない）。

【認定者数と介護（介護予防）サービス利用率の推移】



4 介護給付適正化

介護給付の適正化とは、適切な要介護・要支援認定やケアプラン等の点検を通じて、真に介護を必要とする方へ過不足のないサービスを提供し、事業者の適正な運営を促す取組です。これにより不適切な給付を削減し、介護給付費や保険料の増大を抑制することで、持続可能な介護保険制度を目指します。

区では、令和6年度から令和8年度までの介護給付適正化計画に基づき、以下の3つの適正化事業について取り組んでいます。

令和7年度の取組目標及び実施内容は次のとおりです。

事業名	取組目標	実施内容
① 要介護認定の適正化	○調査項目の選択率や審査判定の傾向・特徴を把握し、その要因について分析を行い、認定調査員研修や審査会委員全体会等で情報共有を図ります。 ○全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切に実施されるよう、要介護認定の平準化を図ります。	○介護認定審査会委員全体会を開催し、全国及び東京都との認定審査期間等について情報提供をし、今後の杉並区の認定審査期間短縮に向けた取り組みについての情報共有を図りました。 ○認定調査員現任研修及び認定調査員向けの通信により、適切な調査についての理解を深めるため、選択を間違いやすい調査項目についての周知を図りました。
② ケアプラン等の点検	○居宅介護支援事業所等の運営指導の際に、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の点検を行います。 ○個々の受給者が真に必要なサービスを確保し、その状態に適合していないサービス提供を改善します。 ○利用者の身体状況や生活環境に適した工事内容となっているか点検することで、住宅改修の質の向上を図り、適切な住宅改修・福祉用具の給付を確保します。	○ケアプラン点検会議により、生活援助頻回ケアプランに係るケアプランの点検を行いました。 ○ケアプラン点検数 394件 (うちケアプラン点検会議点検件数 4件) ○利用者の身体状況や生活環境に適した工事内容となっているか理学療法士による訪問調査を行い、適切な給付の確保に努めました。 ○福祉用具貸与の給付状況に係るケアプランの点検を行いました。
③ 医療情報との突合・縦覧点検	○国保連から提供される事業者の給付費請求データについて、請求が正しいかどうか、項目等の点検を実施します。 ○介護報酬請求に誤りのある可能性の高い事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な請求を促します。 ○東京都や国保連主催の研修等に参加し、国保連から提供される帳票や給付適正化関連システムの利用方法について、職員の理解を深め、点検スキルの向上を図ります。	○点検件数 ・全10帳票：計30,649件 ・医療突合(国保・後期)：計0件 ○全件点検の結果、事業所への確認、過誤申請指導を行いました。 ○国保連主催の研修に参加し、職員のスキルアップを図りました。

5 各種軽減制度及び助成事業

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

サービス利用時に支払う1割から3割の利用者負担額には、住民税の課税状況等によって1か月当たりの上限額があり、その額を超えた分は申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

【高額介護（介護予防）サービス費の支給状況】

（単位 件数：件、金額：円）

区分及び負担上限額（月額）		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
現役並み所得者 （令和3年8月利用分から）	件数	10,893	22,112	21,788	23,196	25,728	
		金額	252,729,928	491,877,259	492,338,821	544,750,273	605,376,765
	課税所得690万円以上 世帯：140,100円	件数	(53)	(104)	(144)	(210)	(227)
		金額	(562,300)	(953,942)	(1,343,316)	(2,206,127)	(2,690,250)
	課税所得380万円以上 690万円未満 世帯：93,000円	件数	(380)	(886)	(883)	(967)	(1,250)
		金額	(6,526,406)	(13,448,547)	(12,839,026)	(13,764,774)	(20,233,481)
	課税所得145万円以上 380万円未満 世帯：44,400円	件数	(10,460)	(21,122)	(20,761)	(22,019)	(24,251)
		金額	(245,641,222)	(477,474,770)	(478,156,479)	(528,779,372)	(582,453,034)
一般世帯（住民税課税世帯） 世帯：44,400円	件数	12,606					
	金額	320,595,063					
世帯全員の住民税が非課税	世帯：24,600円	件数	16,135	16,634	18,044	18,711	19,732
		金額	132,172,981	137,032,164	151,274,968	166,810,307	175,152,850
	合計所得金額と課税 年金収入額の合計額 が80万円（令和7年 8月以降は80万 9,000円）以下の方、 または老齢福祉年金 を受給している方等 個人：15,000円	件数	40,515	39,935	40,546	39,314	38,942
		金額	555,212,651	548,199,920	569,500,615	573,083,329	571,765,970
	生活保護を 受給されている方等 個人：15,000円	件数	8,557	8,618	8,658	8,708	8,760
		金額	109,610,068	110,889,357	111,379,741	113,919,952	115,312,094
合 計		件数	88,706	87,299	89,036	89,929	93,162
		金額	1,370,320,691	1,287,998,700	1,324,494,145	1,398,563,861	1,467,607,679

※ 各年度3月末日時点の数値です。

※ 令和3年8月利用分から現役並み所得者が3段階に分かれました。また、「課税所得145万円以上380万円未満」に一般世帯を合算しています（一般世帯の金額及び件数は、令和3年7月利用分までの数値です）。

※ 件数・金額とも、第2号被保険者利用分を含みます。

※ 課税年金収入とは、住民税がかからない収入（障害年金・遺族年金・恩給）を除いた、老齢・退職年金を指します。

※（ ）内は、現役並み所得者の内訳です。

(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険の被保険者が、1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、負担限度額（所得区分により段階あり）を超えた場合に、申請によりその超えた金額が支給されます。

【高額医療合算制度における世帯の負担限度額（年額）】

所得区分 （※賦課基準額）	70歳未満の方が いる世帯	所得区分 （※課税所得）	70歳以上の方 がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円
210万円以下	60万円	一般（課税所得 145万円未満）	56万円
低所得者（住民税非課税）	34万円	低所得者 （住民税非課税）	II 31万円
			I 19万円

※ 賦課基準額の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額を控除した額です。

世帯全員の所得で判定します。

※ 課税所得の計算方法は、前年の総所得金額等の合計から基礎控除額以外の控除も差し引いた額です。

世帯全員の所得で判定します。

○低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方のうち、低所得者Ⅰに該当しない方です。

○低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円の方です。または世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金を受給している方です。

【高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給状況】

（単位 件数：件、金額：円）

所得区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現役並み 所得者	件数	549	555	582	632	618
	金額	36,685,183	35,199,389	41,152,268	45,602,370	48,773,840
	課税所得 690万円以上	件数	(1)	(3)	(13)	(21)
		金額	(529)	(11,894)	(436,551)	(582,848)
	課税所得 380万円以上	件数	(8)	(4)	(38)	(40)
		金額	(346,910)	(107,824)	(3,197,655)	(3,648,666)
一 般	課税所得 145万円以上	件数	(540)	(548)	(531)	(552)
		金額	(36,337,744)	(35,079,671)	(37,518,062)	(41,370,856)
低 所 得 者	件数	1,029	1,067	1,006	1,228	1,339
	金額	49,550,381	49,084,003	46,612,348	66,047,345	73,328,964
	II	件数	1,109	1,225	1,233	1,335
		金額	37,570,847	39,917,057	41,713,723	44,842,902
	I	件数	2,613	2,621	2,513	2,544
		金額	84,321,106	85,560,295	83,245,428	82,748,940
合 計	件数	5,300	5,468	5,334	5,739	5,949
	金額	208,127,544	209,760,744	212,723,767	239,241,557	256,629,651

※ 各年度3月末日時点の数値です。また（ ）内は現役並み所得者の内訳です。

(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得の方が介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）と（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護を利用した場合の食費・居住費（滞在費含む）について、所得に応じた負担限度額が設定されています。

申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた利用者は、負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

【負担限度額件数の状況】

(単位：件)

利用者負担段階		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【第1段階】 生活保護受給の方または本人が 老齢福祉年金受給の方	食費	245 (0)	232 (0)	234 (0)	228 (0)	209 (0)
	居住費	245 (0)	232 (0)	234 (0)	228 (0)	222 (0)
【第2段階】 本人の合計所得金額と年金収入 額の合計が80万円（令和7年8 月以降は80万9,000円）以下の 方	食費	355 (14)	374 (13)	368 (9)	340 (9)	318 (12)
	居住費	355 (14)	374 (13)	368 (9)	340 (9)	311 (12)
【第3段階①】 本人の合計所得金額と年金収入 額の合計が80万円（令和7年8 月以降は80万9,000円）を超え 120万円以下の方	食費	251 (5)	266 (6)	251 (8)	244 (6)	241 (4)
	居住費	251 (5)	266 (6)	251 (8)	244 (6)	236 (4)
【第3段階②】 本人の合計所得金額と年金収入 額の合計が120万円を超える方	食費	617 (3)	617 (5)	605 (5)	587 (7)	552 (5)
	居住費	617 (3)	617 (5)	605 (5)	587 (7)	551 (5)
合 計	食費	1,468 (22)	1,489 (24)	1,458 (22)	1,399 (22)	1,320 (21)
	居住費	1,468 (22)	1,489 (24)	1,458 (22)	1,399 (22)	1,320 (21)

※ 各年度3月末日時点の数値です。また、()内は第2号被保険者の件数です（再掲）。

※ 年金収入額は課税年金収入額と非課税年金額（障害年金や遺族年金）の合計額です。

※ ①と②の要件全てに該当する場合に軽減の対象になります。

① 所得要件 住民税非課税世帯の方

② 資産要件 本人の合計所得金額と年金収入額の合計により以下のとおりとなります。

80万円（令和7年8月以降は80万9,000円）以下の方は

「預貯金額等」が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下

80万円（令和7年8月以降は80万9,000円）を超え120万円以下の方は

「預貯金額等」が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下

120万円を超える方は「預貯金額等」が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下

ただし、第2号被保険者の方は「預貯金額等」が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

(4) 旧措置入所者の利用者負担額減免及び食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）減額

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、住民税の課税状況等に応じて利用者負担額の減免、食費・居住費の負担限度額（特定負担限度額）が設定されています。

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況】（単位：件）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
減 額	0	0	0	0	0
免 除	2	2	1	0	0
合 計	2	2	1	0	0

※ 各年度3月末日現在の数値です。

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況】（単位：件）

利用者負担段階		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【第1段階】 世帯全員の住民税が非課税 かつ老齢福祉年金受給者等	食費	2	1	1	0	0
	居住費	2	1	1	0	0
【第2段階】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円（令和7年8月以降は80万9,000円）以下の方	食費	1	1	1	1	1
	居住費	1	1	1	1	1
【第3段階①】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円（令和7年8月以降は80万9,000円）を超え120万円以下の方	食費	2	1	1	0	0
	居住費	2	1	1	0	0
【第3段階②】 世帯全員の住民税が非課税で本人の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	食費	0	0	0	0	0
	居住費	0	0	0	0	0
合 計	食費	5	3	3	1	1
	居住費	5	3	3	1	1

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 年金収入額は課税年金収入額と非課税年金額（障害年金や遺族年金）の合計額です。

（5）利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少し、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

【利用者負担額の減免状況】

（単位：件）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
減 額	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）
免 除	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）	0（0）
合 計	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）	0（0）

※各年度3月末日現在の数値です。また、（ ）内は第2号被保険者です（再掲）。

(6) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3か月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内において無利子で資金を貸し付けます。

【高額介護サービス費等資金貸付の状況】

(単位 件数：件、金額：円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高額介護サービス費	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	件数	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0
住 宅 改 修 費	件数	2	1	0	0	0
	金額	315,000	140,372	0	0	0
合 計	件数	2	1	0	0	0
	金額	315,000	140,372	0	0	0

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(7) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成

都と区に軽減事業の実施を申し出たサービス事業者が、介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額(介護費負担)の軽減を行った場合、その費用の一部を区が事業者に助成します。また、対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

【確認証発行件数及びサービス事業者への助成の状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
確認証発行件数	118	104	75	78	77
助 成 事 業 者 数	77	80	71	78	68
金 額 (円)	2,981,578	2,787,580	2,640,124	2,633,179	2,633,503

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(8) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る特別助成(区制度)

「生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成」の確認を受けた方について、同一月の利用者負担額(介護費負担)の2分の1を後から助成します。

【助成件数及び助成額の状況】

(単位 件数：件、金額：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	861	798	637	532	510
金 額	4,316,058	4,308,184	3,466,424	3,228,744	2,867,227

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(9) 家族介護慰労事業

要介護4または要介護5の認定を受けた方を、在宅で1年間介護している同居家族の方に、10万円の慰労金を支給します。

<支給要件>

過去1年間において、以下の要件にあてはまる方（過去1年間とは、申請月が6月の場合、前年の6月～5月の期間です。※）

- ① 要介護者の要介護状態区分が継続して要介護4または要介護5であること。
- ② 介護保険サービスを利用していないこと（福祉用具貸与、特定福祉用具購入及び住宅改修、10日以内のショートステイ利用は除く。また、医療機関の入院期間が90日以内であること。）
- ③ 要介護者及びその方を介護している家族が住民税非課税世帯であり、介護保険料を滞納していないこと（滞納した保険料の納付の意思を確認できた場合を除く）。

※ 申請月の前月に要介護者が亡くなられた場合は、申請月の1年1月前の初日から1年間となります。

【家族介護慰労金支給の状況】

（単位 件数：件、金額：円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数	2	1	1	1	1
金 額	200,000	100,000	100,000	100,000	100,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

(10) 介護保険サービス利用者負担額助成事業（区制度）

高齢福祉年金受給者等で世帯全員の住民税が非課税の方と福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方の一部の方については、利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

【介護保険サービス利用者負担額助成の状況】

（単位 件数：件、金額：円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件 数	87	59	40	69	16
金 額	1,027,690	708,000	468,000	828,000	192,000

※ 各年度3月末日現在の数値です。

※ 福祉事務所から境界層該当証明書を交付された方については、高額介護サービス費の負担上限額が1万5,000円の方が対象です。

6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業は、多様な地域資源を活用し、適切なサービスを実施する「サービス・活動事業」と、全ての高齢者を対象として行う「一般介護予防事業」で構成されます。

(1) サービス・活動事業

サービス・活動事業では、要支援認定者等の介護予防・自立支援を目的として、①介護予防事業、②緩和された基準による自立支援事業、③短期集中予防サービスを実施しています。

① 介護予防事業・自立支援事業

(単位：件)

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問型サービス	介護予防訪問事業	15,057	13,555	12,717	13,107	12,726
	自立支援訪問事業	685	608	615	600	675
通所型サービス	介護予防通所事業	22,084	23,209	24,334	26,043	27,184
	自立支援通所事業	593	565	519	471	606

② 短期集中予防サービス

要支援認定者等の身体機能や生活行為の改善に向けて、専門職が短期間集中的にサービスを提供し、自立した生活の支援を行います。

(単位：人)

サービス種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		参加実人数	参加延人数	参加実人数	参加延人数	参加実人数	参加延人数	参加実人数	参加延人数	参加実人数	参加延人数
訪問型	訪問型短期集中プログラム	64	430	84	626	101	784	132	1,098	104	857
通所型	生活行為向上プログラム	26	407	29	333	39	567	43	565	29	487
	運動器機能向上プログラム	61	602	82	899	82	831	72	932	74	900

③ 介護予防ケアマネジメント

サービス・活動事業（介護予防事業、自立支援事業及び短期集中予防サービス）の利用者に係るケアプラン作成として、介護予防ケアマネジメントを実施します。

【介護予防ケアマネジメントプラン作成費支払実績】

(単位：件)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支払件数	20,138	20,177	20,490	20,808	20,728

(2) 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業）

フレイル（虚弱）予防の視点を含めて、介護予防講演会などの介護予防普及啓発事業のほか、高齢者が地域で継続して介護予防・フレイル予防に取り組めるような事業を実施しています。

令和7年度は、暑さの厳しい期間が長くなっていることから、屋外で実施する事業については実施しない期間を延長しました。地域ささえ愛グループは平均年齢が上がり、グループ数は近年減少傾向にあります。※令和8年度からプログラムの見直しを実施予定

① 介護予防講演会・測定会

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延回数（回）	10	10	10	10	10
参加者延人数（人）	486	399	514	574	630

② 足腰げんき教室

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教室数（教室）	30	30	30	30	30
（延回数：回）	(120)	(120)	(120)	(120)	(120)
参加実人数（人）	317	370	390	392	381
（延人数：人）	(1,134)	(1,297)	(1,381)	(1,374)	(1,346)

③ 口腔・栄養講座 人生100年時代！はつらつ生活のための口腔ケアと栄養講座

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
講座数（回）	15	18	15	15	15
内 訳	本人向け	12	12	15	15
	家族向け	3	6		
参加延人数（人）	106	100	148	230	236

※5年度以降は、家族向けの講座は開催していません。

④ 認知症予防講演会

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
講演会回数（回）	1	2	2	2	2
参加実人数（人）	97	87	130	105	104

⑤ 認知症予防教室

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教室数（教室）	5	5	5	5	5
参加実人数（人）	62	57	53	62	60

⑥ らくらく歩行筋トレ教室(令和5年度から実施)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教室数（教室）			4	9	9
参加実人数（人）			229	165	180

⑦ 介護予防・認知症予防のためのウォーキング（講座・教室等）

認知症予防に効果があると言われている有酸素運動のウォーキングを継続するため、仲間づくりを意識した教室や講座、イベント（ウォーキング講座や公園から歩く会）を開催しています。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
活動回数(回)	114	125	124	101	82
参加延人数(人)	6,106	6,773	6,686	5,040	3,851

⑧ わがまち一番体操

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会場数（会場） （延回数：回）	22 (608)	30 (679)	31 (727)	30 (684)	31 (632)
参加延人数(人)	5,476	8,196	10,291	10,851	11,704

⑨ 栄養満点サロン

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会場数（会場） （延回数：回）	2 (4)	6 (65)	6 (65)	6 (66)	6 (58)
参加延人数(人)	28	535	584	611	510

⑩ 地域ささえ愛グループ支援

加齢や病気などにより閉じこもりがちな高齢者の生きがい活動と社会参加の促進を図るため、介護予防を目的に活動を行っているグループに対し、必要に応じてスタッフ派遣や各種相談等の支援を行っています。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
グループ数	69	66	63	60	55
活動回数（回）	1,509	1,566	1,466	1,469	1,095
参加延人数(人)	12,275	12,614	13,094	13,263	13,460

⑪ 地域介護予防普及のための人材育成

介護予防について正しい知識を持ち、地域における介護予防の担い手として普及にあたる人材を育成しています。

なお、ウォーキングリーダー及び介護予防地域リーダーは、令和4年度から区内のNPO法人による育成に方針を変更したため、区では登録を行っていません。

（単位：人）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護予防サポーター （登録者数）	80	78	80	80	74
ウォーキングリーダー （登録者数）	94				
介護予防地域リーダー （登録者数）	67				

7 介護保険料

(1) 第1号被保険者

① 保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し杉並区介護保険条例で定めています。令和6年度から令和8年度までの保険料額は基準年額を76,800円（第5段階）とし、下表のとおり17段階の保険料を設定しています。

段 階	対象者		料率	月 額	年 額
第1段階	生活保護受給の方		0.285	1,830円	21,960円
	世帯全員が 住民税非課税	本人が老齢福祉年金受給の方			
		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9,000円以下の方			
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9,000円を超え、120万円以下の方	0.4	2,560円	30,720円
第3段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685	4,390円	52,680円
第4段階	本人が住民税 非課税で世帯 に住民税課税 者がいる	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9,000円以下の方	0.85	5,440円	65,280円
第5段階		本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9,000円を超える方	基準額	6,400円	76,800円
第6段階	本人が 住民税課税	合計所得金額125万円未満	1.06	6,790円	81,480円
第7段階		合計所得金額125万円以上210万円未満	1.19	7,620円	91,440円
第8段階		合計所得金額210万円以上320万円未満	1.4	8,960円	107,520円
第9段階		合計所得金額320万円以上500万円未満	1.61	10,310円	123,720円
第10段階		合計所得金額500万円以上700万円未満	1.89	12,100円	145,200円
第11段階		合計所得金額700万円以上1,000万円未満	2.2	14,080円	168,960円
第12段階		合計所得金額1,000万円以上1,500万円未満	2.5	16,000円	192,000円
第13段階		合計所得金額1,500万円以上2,500万円未満	2.7	17,280円	207,360円
第14段階		合計所得金額2,500万円以上3,500万円未満	3.0	19,200円	230,400円
第15段階		合計所得金額3,500万円以上4,500万円未満	3.2	20,480円	245,760円
第16段階		合計所得金額4,500万円以上5,500万円未満	3.4	21,760円	261,120円
第17段階		合計所得金額5,500万円以上	3.6	23,040円	276,480円

注：第1～3段階の保険料額は、国の低所得者保険料軽減強化の実施により、令和元年度から引き下げています。

【令和7年度保険料段階に対する第1号被保険者の段階別被保険者数及び割合】

※ 人口割合は令和8年3月31日現在の第1号被保険者数（122,759人）を基に算出しています。

段 階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
被保険者数(人)	19,050	7,767	6,889	12,188	11,520	12,894	16,340	12,581	10,105
割 合	15.52%	6.33%	5.61%	9.93%	9.38%	10.50%	13.31%	10.25%	8.23%
段 階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階	第17段階	-
被保険者数(人)	4,402	2,889	2,360	1,807	701	335	231	700	-
割 合	3.59%	2.35%	1.92%	1.47%	0.57%	0.27%	0.19%	0.57%	-

② 保険料の納付方法

受給している年金（老齢福祉年金を除く）が年額 18 万円以上の方は、年金から引き落としされる特別徴収（特徴）となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収（普徴）になります。

【保険料収納状況（決算額）】

（単位：円）

年度	区 分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C) ÷ A	未納額 E A - (B-C)	不納欠損額
令和 3 年度	特別徴収	8,057,464,873	8,069,497,214	12,032,341	100%	0	0
	普通徴収	1,272,061,360	1,196,975,421	1,404,255	93.99%	76,490,194	0
	合計	9,329,526,233	9,266,472,635	13,436,596	99.18%	76,490,194	0
	滞納繰越分	159,133,108	50,671,094	462,270	31.55%	108,924,284	49,858,414
令和 4 年度	特別徴収	8,100,810,486	8,114,338,666	13,528,180	100%	0	0
	普通徴収	1,314,218,390	1,245,133,665	1,679,388	94.62%	70,764,113	0
	合計	9,415,028,876	9,359,472,331	15,207,568	99.25%	70,764,113	0
	滞納繰越分	135,284,413	46,344,148	174,650	34.13%	89,114,915	36,673,958
令和 5 年度	特別徴収	8,044,027,130	8,058,054,915	14,027,785	100%	0	0
	普通徴収	1,378,686,689	1,312,122,986	1,251,670	95.08%	67,815,373	7,480
	合計	9,422,713,819	9,370,177,901	15,279,455	99.28%	67,815,373	7,480
	滞納繰越分	122,895,345	46,998,803	187,750	38.09%	76,084,292	28,305,410
令和 6 年度	特別徴収	8,406,815,115	8,421,308,685	14,493,570	100%	0	0
	普通徴収	1,558,143,355	1,490,057,585	1,623,285	95.53%	69,709,055	0
	合計	9,964,958,470	9,911,366,270	16,116,855	99.30%	69,709,055	0
	滞納繰越分	115,393,425	47,600,458	151,880	41.12%	67,944,847	23,028,133
令和 7 年度	特別徴収	8,531,941,240	8,549,977,100	18,035,860	100%	0	0
	普通徴収	1,665,606,175	1,588,992,575	1,830,570	95.29%	78,444,170	0
	合計	10,197,547,415	10,138,969,675	19,866,430	99.23%	78,444,170	0
	滞納繰越分	114,429,029	36,294,956	278,490	31.47%	78,412,563	18,335,473

※不納欠損額は 6 年度までは「6 月当初～翌年 5 月末」分、7 年度は「6 月当初～翌年 3 月末」分とする。

【保険料特別徴収・普通徴収納付の状況】

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
被保険者数 (A) (人)	121,293	121,180	121,611	121,961	122,759
特徴結果数 (B) (件)	105,252	104,494	103,691	103,938	103,307
普徴者数 (A - B = C) (人)	16,041	16,686	17,920	18,023	19,452
普徴口座振替数 (D) (件)	4,685	4,928	5,276	5,705	6,099
普徴代理納付数 (E) (件)	1,559	1,498	1,409	1,337	1,234
普徴納付書納付者数 (C - D - E = F) (人)	9,797	10,260	11,235	10,981	12,119
F の占める割合 (F / A)	8.08%	8.47%	9.24%	9.00%	9.87%

※ 被保険者数 (A) は、各年度 3 月末時点の数値です。

※ 特徴結果数 (B) は、各年度 2 月引き落とし分の件数です。

※ 普徴口座振替数 (D) は、各年度 3 月振替分の件数です。

※ 普徴代理納付数 (E) は、各年度 3 月代理納付分の件数です。

③ 保険料の減免・減額

(ア) 病気や災害等による減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合や刑事施設等に1か月以上収監されており介護保険給付の対象とならない場合、申請により保険料が減免されます。

【保険料減免の状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	7	8	6	6	6
減免額（円）	148,110	212,205	156,720	103,140	86,690
主な減免事由	災害等	災害等	災害等	災害等	災害等

(イ) 生計困難者に対する減額制度

その年度の保険料段階が第1段階から第3段階の方のうち、収入、資産も少なく生計困難者と認められた場合、申請により保険料が減額されます。

※ 令和6年10月より改正減額制度を実施したことに伴い、件数が大幅に減少しました。

【保険料減額の状況】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	223	215	166	152	59
減額（円）	3,214,365	2,974,190	2,217,435	2,061,610	453,030

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、社会保険診療報酬支払基金を通じ、区市町村に交付されます。

【参考】杉並区国民健康保険における介護分保険料について

杉並区国民健康保険納入通知書に記載されている介護分保険料は、世帯の中の国保加入者ごとに計算し、その合計額が世帯としての介護分保険料として算定されています。

8 介護保険財政

保険給付に必要な費用は利用者が負担する以外に、第1号被保険者（65歳以上）保険料と第2号被保険者（40歳以上 65歳未満）保険料及び国・都・区の公費を財源としています。令和7年度の財源の負担割合（第9期計画、令和6年度～令和8年度）は次のとおりです。

【保険給付費の負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	23%	27%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます。)

【地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費 負担割合】

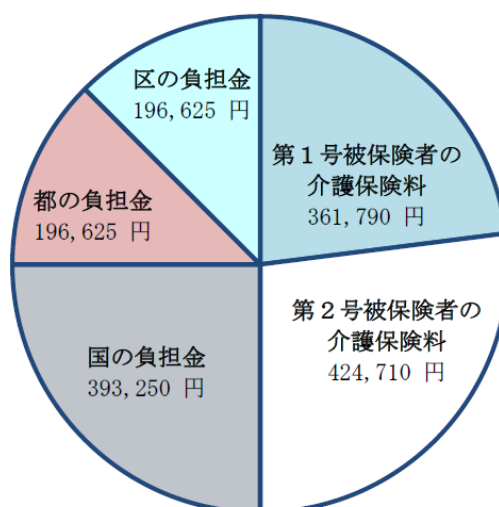
費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者	第2号被保険者	国	都	区
負担割合		23%	27%	25%	12.5%	12.5%

(国の負担割合には調整交付金5%を含みます。)

【地域支援事業の包括的支援事業費 負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被保険者		国	都	区
負担割合		23%		38.5%	19.25%	19.25%

令和7年度一人当たりの年間保険給付費1,573千円（保険給付費／要介護・要支援認定者数）は下記の円グラフに示す財源で賄われています。



【令和7年度決算額内訳（歳入）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額
歳入	保 険 料	9,733,826,000	10,175,264,631
	使用料及び手数料	1,000	15,000
	国庫支出金	9,524,354,000	9,601,640,440
	介護給付費負担金	7,760,847,000	7,846,094,140
	調整交付金	1,388,481,000	1,355,770,000
	地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	262,061,000	267,672,448
	地域支援事業交付金 （包括的支援事業・その他地域支援事業）	31,046,000	29,276,852
	保険者機能強化推進交付金	26,472,000	26,655,000
	介護保険保険者努力支援交付金	55,447,000	72,752,000
	介護保険事業費補助金（システム改修）	0	3,388,000
	介護保険災害臨時特例補助金	0	32,000
	支払基金交付金	12,033,095,000	11,748,487,540
	介護給付費交付金	11,720,401,000	11,439,827,540
	地域支援事業支援交付金	312,694,000	308,660,000
	都 支 出 金	6,497,634,000	6,367,642,456
	介護給付費負担金	6,340,914,000	6,209,181,000
	財政安定化基金交付金	1,000	0
	地域支援事業交付金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	141,196,000	142,804,030
	地域支援事業交付金 （包括的支援事業・その他地域支援事業）	15,523,000	14,638,426
	フレイル予防等普及啓発強化事業補助金	0	1,019,000
	財 産 収 入	22,102,000	22,102,000
	寄 附 金	1,000	0
	繰 入 金	8,322,990,000	8,314,240,600
	介護給付費繰入金	5,423,752,000	5,423,752,000
	地域支援事業繰入金 （介護予防・日常生活支援総合事業）	147,115,000	147,115,000
	地域支援事業繰入金（包括的支援事業）	16,193,000	16,193,000
	地域支援事業繰入金（その他地域支援事業）	433,073,000	433,073,000
	事務費等繰入金	739,839,000	739,839,000
	低所得者保険料軽減繰入金	401,294,000	392,544,600
	介護保険給付費準備基金繰入金	1,161,724,000	1,161,724,000
	繰 越 金	1,148,991,000	1,148,991,400
	諸 収 入	35,247,000	41,081,807
	合 計	47,318,241,000	47,419,465,874

【令和 7 年度決算額内訳（歳出）】

（単位：円）

科 目		予算現額	決算額
歳 出	総 務 費	546,927,000	456,677,691
	保険給付費	43,390,006,000	42,287,793,303
		介護サービス等諸費	39,831,474,000
		介護予防サービス等諸費	1,228,430,000
		審査支払手数料	48,409,000
		特定入所者介護サービス等費	497,845,000
		高額介護サービス費	1,514,244,000
		高額医療合算介護サービス費	269,604,000
	基金積立金	791,873,000	791,873,000
	地域支援事業	1,752,843,000	1,652,204,805
		介護予防・日常生活支援総合事業	1,209,021,000
		包括的支援事業	42,266,000
		その他地域支援事業	497,721,000
		審査支払手数料	3,835,000
	諸 支 出 金	647,307,000	645,806,737
	予 備 費	189,285,000	0
	合 計	47,318,241,000	45,834,355,536

【令和 7 年度決算額内訳（歳入・歳出科目別割合）】

歳 入		歳 出	
科 目	割 合	科 目	割 合
介護保険料	21.45%	総 務 費	1.00%
使用料及び手数料	0.00%	保険給付費	92.26%
国庫支出金	20.25%	基金積立金	1.73%
支払基金交付金	24.78%	地域支援事業費	3.60%
都 支 出 金	13.43%	諸 支 出 金	1.41%
財 産 収 入	0.05%	合 計	100.00%
寄 付 金	0.00%		
繰 入 金	17.53%		
繰 越 金	2.42%		
諸 収 入	0.09%		
合 計	100.00%		

【令和 7 年度介護保険関係基金残高】（令和 8 年 3 月末時点）

基 金 名	残 高
介護保険給付費準備基金	5,445,352,072 円

9 介護保険運営協議会

区長の附属機関として介護保険事業に関する次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- ・杉並区介護保険事業計画に関すること
- ・介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること
- ・区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること
- ・区の介護施設等の整備に関する計画に関すること
- ・区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること
- ・その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること

【委員定数】22 人（根拠：杉並区介護保険条例）

（単位：人）

公募区民	区議会議員	学 識 経験者	保健医療 関係者	福 祉 関係者	合 計
6	2	3	3	8	22

【開催実績】令和 7 年度

回数	開催日	主 な 内 容
第 1 回	7 年 6 月 24 日	【議題】 ○地域包括支援センター（ケア 24）の令和 6 年度事業に係る事業評価と今後の区の取組について 【報告事項】 ○令和 7 年度 杉並区高齢者等実態調査について ○地域密着型サービス事業所の指定（区内）について ○地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について ○地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について
第 2 回	7 年 11 月 4 日	【報告事項】 ○令和 7 年度 杉並区高齢者等実態調査の進捗状況について ○地域密着型サービス事業所の指定（区内）について ○地域密着型サービス事業所の指定（区外）について ○地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について ○杉並区地域密着型サービスにおける区外被保険者の利用希望に係る同意要件の明確化について ○令和 7 年度版 すぎなみの介護保険
第 3 回	8 年 1 月 29 日	【報告事項】 ○介護予防・日常生活支援総合事業の今後の取組について ○杉並区高齢者施策推進計画の進捗状況（令和 6 年度実績）に係る検証・評価結果について（案） ○杉並区地域包括支援センター（ケア 24）の開所時間の変更等について ○地域密着型サービス事業所の指定（区外）について

第 4 回	8 年 3 月 26 日	【議題】 ○地域密着型サービス事業所の開設について 【報告事項】 ○高齢者等実態調査実施報告書及び同調査結果データに基づく独居高齢者の分析レポートについて ○令和 7 年度「安心おたっしや訪問」の実施結果等について ○地域包括支援センター（ケア 24）事業評価全国集計結果について ○令和 8 年度杉並区版介護予防・日常生活支援総合事業「人生 100 年いきいきプロジェクト」の実施案について ○地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について ○地域包括支援センターが業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業所について ○杉並区介護保険条例の一部改正について ○杉並区における介護保険の実施状況について
-------------	--------------	---



10 介護保険相談

被保険者やその家族から寄せられた、介護サービス事業者に対する苦情・意見・要望等について、介護サービス事業者や関係行政機関と問題解決に向けた調整を行っています。

【介護サービス事業者に対する苦情・意見・要望】

(単位：件)

区 分			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
苦情・意見・要望			96	143	147	199	184
東京都国民健康保険団体連合会に報告 (介護サービスについての苦情)	相談者への説明・助言		17	9	5	12	9
		当事者間の調整	21	29	15	28	24
	他機関を紹介等		2	0	0	0	1
	介護サービス以外の苦情・意見・その他の問合せ		56	105	127	159	150

東京都国民健康保険団体連合会への苦情申立ての受付、東京都介護保険審査会への審査請求に関する相談や申請の受付とともに、必要に応じて関係機関等と連絡調整を行います。

【都国民健康保険団体連合会への苦情申立て及び都介護保険審査会への審査請求件数】

(単位：件)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
東京都国民健康保険団体連合会への苦情申立て	0	0	0	1	1
東京都介護保険審査会への審査請求	2	0	1	5	0
合 計	2	0	1	6	1

11 介護サービス事業者への支援

(1) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者等と共同し、会議や研修などを実施します。

【地域ケア会議の開催】

主 催	内 容	回 数
地域包括支援センター (ケア 24)	○多職種による課題の検討 ○ケアマネジメントの質の向上や連携強化に向けた支援	164

【ケアマネジメント支援】

主 催	内 容
地域包括支援センター (ケア 24)	○認知症、精神障害、虐待、成年後見制度の利用等、ケアマネジャーのみでは対応困難なケースの相談や助言 ○ケース支援のためのアセスメントや、援助の方向性に関する総合的な助言

【ケアマネジメント研修】

名 称	内 容
ケアマネジメント研修	○法令を味方につけてシャドーワークを軽減 ○これからのケアマネジャーの役割 ～主任ケアマネジャーの役割の再考～ ○今、介護支援専門員がおさえておくべきこと ～適切なケアマネジメント手法やAI活用など未来を見据えて～ ○業務効率化とケアマネジャーの質向上について ○ケアマネジャーの実践に活かすテクノロジー① 入門編 ○ケアマネジャーの実践に活かすテクノロジー② むすばな AI を活用したケアマネジメント 応用・実践スキル習得編 ○制度改正の行方と私たちの役割と将来に向けた取り組み ○今、介護支援専門員に求められること ～地域包括ケア実現に向けた実践者としての役割を考える～
虐待対応従事者研修	○虐待対応従事者研修（全3回） 第1回：高齢者・障害者の権利擁護 ～成年後見制度、意思決定支援等～ 第2回：高齢者・障害者の虐待防止 ～虐待のとらえ方、気づき、早期発見・早期対応～ 第3回：高齢者虐待対応における居宅介護支援事業所と地域包括支援センターの連携 ～受付、事実確認と対応計画について～
困難事例対応研修	○支援困難事例と向き合う（全2回） 第1回：セルフネグレクト状態にある方への支援 第2回：「怒り」の感情の扱い方

(2) 介護サービス従事者研修

質の高い介護保険サービスを確保するため、介護サービス事業者の協議会等と共催で、専門的・実践的な研修を行います。

【研修実績】

(単位：回)

名 称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問介護事業者研修	1	1	1	1	1
居宅介護支援事業者研修	8	8	8	8	8
通所介護・通所リハビリテーション 事業者研修	0	0	0	0	0
介護職員スキルアップ研修	0	2	2	1	6
その他	2	2	4	3	3
合 計	11	13	15	13	18

(3) NPO等介護保険事業者資金貸付

介護保険事業への参入を促進するため、この事業を行う区内のNPO法人等に対し、無利子で貸付を行います。平成22年度以降、貸付の実績がなかったところ、令和3年度に1事業所に対し貸付を行いました。令和14年度まで償還がありますが、今後は申請が見込まれないため、令和3年度末をもって廃止しました。

(4) 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成金交付事業

介護保険サービス事業所に勤務する介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、対象事業所へ非常勤職員健康診断費等を助成します。

【助成事業所数及び助成額の状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成事業所数	27	21	22	24	22
金 額(円)	727,630	642,948	679,226	745,837	693,638

(5) 就職相談・面接会

介護職員の確保支援を目的とし、ハローワーク、産業振興センター等と共同、東京都福祉人材センターの協力により、区内福祉施設・事業所が参加する就職相談・面接会を実施しています。※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により一堂に会した就職相談・面接会は実施できませんでした。

【就職相談・面接会の実施状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加事業所		20	22	22	30
求 人 数 (人)		117	162	159	177
参 加 人 数 (人)		28	38	38	42
延べ面接人数(人)		61	47	76	87
採 用 人 数 (人)		7	5	8	7

(6) 介護職員初任者研修受講料助成事業

平成 29 年度から、不足する介護職員を確保するため、介護職員初任者研修の受講料の一部を助成しています。令和 2 年度より生活援助研修及び介護職員実務者研修を助成の対象としました。令和 3 年度の制度改正により介護職員に認知症に関する研修受講が義務付けられたため、認知症介護基礎研修についても助成対象としています。

【助成人数及び助成額の状況】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成人数（人）	90	105	100	91	86
初任者研修	39	45	33	26	16
実務者研修	51	60	67	65	62
認知症介護基礎研修					8
金 額(円)	6,342,000	7,357,000	6,958,000	6,245,000	6,508,730

(7) ケアプランデータ連携システム活用促進・導入経費補助事業

令和 7 年度から、介護保険サービス事業所の業務効率化とケアの質向上を目的として「ケアプランデータ連携システム」の導入・活用を支援しています。導入経費補助ではケアプランデータ連携システムを導入している事業所に対して介護ソフトの費用を補助するとともに、伴走支援では区から委託した専門スタッフが、ケアプランデータ連携システムの導入や操作方法等についてサポートしています。

【導入・活用支援事業所の状況】

区 分	令和7年度
導入経費補助(事業所)	70
伴走支援活用(事業所)	87
導入事業所数	207

※ 導入事業所数は独自で導入した事業所を含みます。

※ 令和 8 年 4 月 1 日時点の数値です。

12 地域密着型サービス事業者の指定

平成 18 年度から地域密着型サービスが創設され、区が指定しています。

【地域密着型サービス事業者の区内事業所の指定状況】

(単位：所)

サービスの種類	件 数	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数	8	11	10	10	10
	指定	1	3	0	1	0
	廃止	0	0	1	1	0
夜間対応型訪問介護	事業所数	3	3	3	3	4
	指定	0	0	0	0	1
	廃止	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	事業所数	92	90	86	83	78
	指定	4	4	5	6	2
	廃止	5	6	11	8	6
認知症対応型通所介護	事業所数	15	14	14	12	11
	指定	0	0	0	0	0
	廃止	3	0	0	2	1
小規模多機能型居宅介護	事業所数	8	9	9	9	10
	指定	0	1	0	0	1
	廃止	0	0	0	0	0
認知症対応型 共同生活介護	事業所数	36	36	37	38	40
	指定	0	0	1	2	2
	廃止	0	0	0	1	0
地域密着型 特定施設入居者生活介護	事業所数	0	0	0	0	0
	指定	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	事業所数	1	1	1	1	1
	指定	0	0	0	0	0
	廃止	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型 居宅介護	事業所数	4	3	3	3	3
	指定	1	0	0	0	0
	廃止	1	0	0	0	0
合 計	事業所数	167	167	163	159	157
	指定	6	8	6	9	6
	廃止	9	6	12	12	7

※ 各年度 3 月末日現在の数値です。

※ 事業所数には 3 月末日付け廃止事業所を含みます。

13 介護サービス事業者の指導

(1) 運営指導

区内の介護保険サービス事業者が介護保険の基準を正しく理解し、適正に事業所運営ができるよう育成・支援するために、事業所に出向き運営指導を行っています。

【運営指導の状況】

(単位：所)

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
居宅介護支援	17	13	15	24	19
介護予防支援	2	2	1	0	5
訪問介護	0	0	6	0	2
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0
通所介護	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0
短期入所生活介護（基準該当含む）	0	2	0	0	2
短期入所療養生活介護	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	0	0	0	0	0
特定福祉用具販売	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設	0	2	0	0	3
介護老人保健施設	0	0	2	2	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	3	3	3	2
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	1	25	20	19
認知症対応型通所介護	0	0	1	7	1
小規模多機能型居宅介護	0	2	2	0	4
認知症対応型共同生活介護	12	0	5	0	3
地域密着型介護老人福祉施設入居者	0	1	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	3	0
合 計	31	26	60	59	60

(2) 集団指導

制度改正や基準解釈に疑義が多い事項、運営指導で指摘が多い事項等について、効率的に普及啓発を図るため、年に1回行っています。

時間を限定せず繰り返し閲覧できるよう、ホームページへの資料の掲載及びオンライン視聴形式（YouTube 動画配信）で実施しています。

14 広報普及活動

介護保険の趣旨や利用方法について、区民に理解を深めてもらうため、冊子等の作成や、広報すぎなみ及び区ホームページを通じての広報活動を行っています。

【ちらし・パンフレット・冊子】

タイトル等	配布方法・配布場所
65 歳到達者用パンフレット	65 歳到達者へ郵送
介護保険利用者ガイドブック	区窓口及び地域包括支援センター（ケア 24）で配布
介護保険だより（点字版・テープ版あり）	保険料通知書に同封
給付制限案内用パンフレット	対象者へ郵送
生計が困難な方の介護保険料減額のご案内	対象者へ郵送
要支援の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
要介護の認定結果を受けた方へ	対象者へ郵送
介護保険料の年金引き落とし額調整のお知らせ	対象者へ郵送
介護保険の住宅改修	区窓口及び地域包括支援センター（ケア 24）で配布

【杉並区役所公式ホームページ】

掲載内容
○要介護認定 ○介護保険制度とは ○介護保険料について ○介護保険の資格と被保険者証について ○転入・転出時の手続きについて ○介護サービスの種類 ○介護保険事業者の方向け情報 ○研修等受講料助成 ○区内介護保険サービス事業所を探す <外部リンク> すぎなみ福祉サーチ（在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場・障害福祉サービス事業者等情報検索システム） ○区内介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所を探す ○区内宿泊サービス事業の届出をしている地域密着型サービス事業所を探す ○介護サービス利用料と軽減制度等について ○障害者控除対象者認定 ○パンフレット等

15 介護保険制度のあゆみ

第1期（平成12（2000）～14（2002）年度）	
平成 12 年 4 月	介護保険法の施行（国）
13 年 10 月	保険料本来額徴収を開始（保険料基準月額 2,940円）
14 年 1 月	生計困難者に対する利用者負担額軽減制度を実施
第2期（平成15（2003）～17（2005）年度）	
平成 15 年 4 月	介護報酬改定（▲2.3%） 第1号被保険者の保険料基準月額を3,000円に改定
第3期（平成18（2006）～20（2008）年度）	
平成 18 年 4 月	介護報酬改定（▲0.5%、平成17年10月改定分と合わせて▲2.4%） 地域包括支援センター（ケア24）開設 介護予防サービスの新設 地域密着型サービスの新設 第1号被保険者の保険料基準月額を4,200円に改定 地域支援事業の開始
第4期（平成21（2009）～23（2011）年度）	
平成 21 年 4 月	介護保険料改定（+3.0%） 第1号被保険者の保険料基準月額を4,000円に改定 生計が困難な方の介護保険料減額制度開始 介護保険サービス事業所非常勤職員健康診断等助成の開始 高額医療合算介護（介護予防）サービス費制度開始
第5期（平成24（2012）～26（2014）年度）	
平成 24 年 4 月	地域包括ケアの推進 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設 介護報酬改定（+1.2%）
26 年 4 月	介護報酬改定（+0.63%）
第6期（平成27（2015）～29（2017）年度）	
平成 27 年 4 月	地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実 介護報酬改定（▲2.27%） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を5,700円に改定
8 月	一定以上所得者の利用者負担を1割から2割に引き上げ
28 年 4 月	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施 地域密着型通所介護の創設
29 年 4 月	介護報酬改定（+1.14%）
第7期（平成30（2018）～令和2（2020）年度）	
平成 30 年 4 月	介護報酬改定（+0.54%） 共生型サービスの開始位置付け 第1号被保険者の介護保険料基準月額を6,200円に改定
8 月	現役並所得者の利用者負担を3割に引き上げ
令和 元 年 10 月	介護報酬改定（+2.13%）
第8期（令和3（2021）～令和5（2023）年度）	
令和 3 年 4 月	介護報酬改定（+0.70%）
4 年 10 月	介護報酬改定（介護職員等ベースアップ等支援加算）
★令和2年度～ 5 年度	コロナ禍における対応 ・保険料減免の特例措置 ・保険料減免の特例措置要介護認定・要支援認定の認定有効期間延長の特例措置
第9期（令和6（2024）～令和8（2026）年度）	
令和 6 年 4 月	介護報酬改定（+1.59%） 第1号被保険者の介護保険料基準月額を6,400円に改定
7 年 11 月	「強い経済」を実現するための総合経済対策」が閣議決定、介護報酬改定の時期を待たずに賃上げ・職場環境改善の支援を行うなどの「医療・介護等支援パッケージ」を緊急措置（最大19,000円の増額、令和7年12月～令和8年5月分）
8 年 6 月	介護報酬改定（+2.03%）
8 月	（内訳）処遇改善+1.95%（6月施行）、食費の基準費用額引上げ+0.09%（8月施行）

令和8年度杉並区保健福祉部組織（介護保険関連部署、介護保険関連事業のみ掲載）



すぎなみの介護保険 （令和7年度実績）

令和8年度版

令和8年9月発行

編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL(03)3312-2111(代)

☆ 杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s040/5435.html>

登録印刷物番号

08-0023

